

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等の概要
(ブラジル産ケント種マンゴウ生果実の輸入解禁等)

1. 改正の趣旨

- (1) ブラジルには、我が国未発生的重要害虫であるチチュウカイミバエが発生しているため、我が国は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下、「規則」という。）第9条の規定に基づき、同国からのマンゴウ属植物等の寄主植物の輸入を禁止している。
- (2) しかしながら、トミーアトキンス種のマンゴウの生果実については、温湯処理によるチチュウカイミバエの殺虫処理技術がブラジルによって開発されたことから、平成16年9月以降、温湯処理済み等の条件付きで輸入を認めているところである。
- (3) 平成17年10月、ブラジルから、ケント種のマンゴウの生果実についても、追加解禁要請があり、試験計画書が提出されるとともに、平成18年9月、殺虫試験結果が提出された。
- (4) 今般、我が国において、この試験内容を慎重に検討した結果、既解禁品種であるトミーアトキンス種と同一の基準で殺虫処理がなされれば、ケント種のマンゴウの生果実にチチュウカイミバエが寄生していたとしても、完全に殺虫できるとの結論に至ったことから、規則等の一部改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 品種の追加
 - ① 輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定める規則別表2（第9条関係）の付表第43に、ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを追加する。
 - ② ①の改正に伴い、ケント種のマンゴウの生果実を輸入する際の基準を定めるため、平成16年9月29日農林水産省告示第1774号（ブラジル連邦共和国産のトミーアトキンス種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件。以下「告示」という。）の一部を改正する。

(輸入する際の主な基準)

- ア ブラジル植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。
- イ 温湯浸漬処理施設において、摂氏47度の温湯により生果実の中心温度を摂氏46度とし、その温度以上で5分間消毒がなされたものであること。

- ウ 再汚染防止措置が講じられるとともに、所定の輸出検査が実施されたものであること。
- エ これらの条件が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

(2) その他

国名の表記を統一するため、規則及び告示中「ブラジル連邦共和国」を「ブラジル」に改める。

3. 今後のスケジュール

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第4項において準用する同法第5号の2第2項の規定に基づき、平成20年5月21日に公聴会を開催する（その開催に関する公示は平成20年4月30日付け官報に掲載済み）。